

# 令和6年度 市民税 申告のお知らせ 黒石市

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料または介護保険料などの算定・軽減・支給のための大変重要な手続きです。  
また、令和6年度は、2月25日(日)のみ『休日申告相談』を実施します。

《申告期間》 2月13日(火) から 3月15日(金) まで  
《会場》 黒石公民館多目的ホール

## 【事前予約の実施について】

市では、各感染症予防や待ち時間の短縮による混雑緩和のため、申告相談の受付について、一部事前予約をインターネットで受け付けます。詳細につきましては、同封の別添チラシ(黄色)をご覧ください。  
電話での予約は受け付けておりませんので、ご了承ください。  
また、予約なしでも申告できますが、原則、予約された方が優先となります。

受付日	受付時間	対象地区	対象となる住所地(大字(小字))
2月13日(火) 2月16日(金)	午前8時15分 午後3時00分  ※申告開始時間 は午前8時30分	中部地区 西部地区 東地区	相野、青山、旭町、東町、油横丁、泉町、市ノ町、一番町、岩木町、後大工町、内町、浦町、大板町、大町、乙大工町、乙徳兵衛町、角田、鍛冶町、春日町、上町、北田中(田中、村後北)、北美町、京町、ぐみの木、株梗木横丁、黒石、甲大工町、甲徳兵衛町、寿町、幸町、境松、柵ノ木、作場町、桜木町、昭和町、末広、住吉町、田中、寺小路、中町、長崎、西ヶ丘、錦町、野際、野添町、八甲、花園町、浜町、東新町、東野添(長坂道北)、袋井、前町、松葉町、松原、道北町、緑町、緑ヶ丘、美原町、元町、山形町、弥生町、横町、吉乃町、若葉町
2月19日(月) 2月22日(木)		牡丹平地区 浅瀬石地区 追子野木地区	浅瀬石、石名坂、追子野木、高賀野、ちとせ、豊岡、中川、牡丹平
2月25日(日)		『休日申告相談』 地区・住所地指定なし	
2月26日(月) 2月29日(木)		北地区 六郷地区 上十川地区	赤坂、あけぼの町、上目内澤、上十川、北田中(馬場尻中道西、馬場尻中道東、馬場尻道下)、小屋敷、小屋敷西、小屋敷南、下目内澤、高館、竹田町、竹鼻、飛内、飛内北、富田、西馬場尻、二双子、馬場尻下、馬場尻西、馬場尻東、馬場尻南、東野添(蟹田新田、竹田)、東馬場尻、富士見、三島
3月1日(金) 3月4日(月)		山形地区	板留、大川原、沖浦、上山形、下山形、二庄内、温湯、花巻、袋、南中野
3月5日(火) 3月15日(金) ※土・日除く		地区・住所地指定なし	

## 期間前申告(対象者限定)

市では、上記のほかに対象者を限定した期間前申告を実施しております。

●対象者(地区・住所地指定なし)

- ① 収入が給与、年金または貸田・貸畑のみの方    ② 収入が無かった方または遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方  
※その他の課税収入がある方は除く

●受付期間 2月6日(火)～2月9日(金)

●受付時間 午前8時15分～午後3時

※※※ 会場では、防犯管理上、施設の開錠時間を午前7時45分としています。 ※※※

## 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、黒石市内に住所がある方で下記の条件にあてはまる方

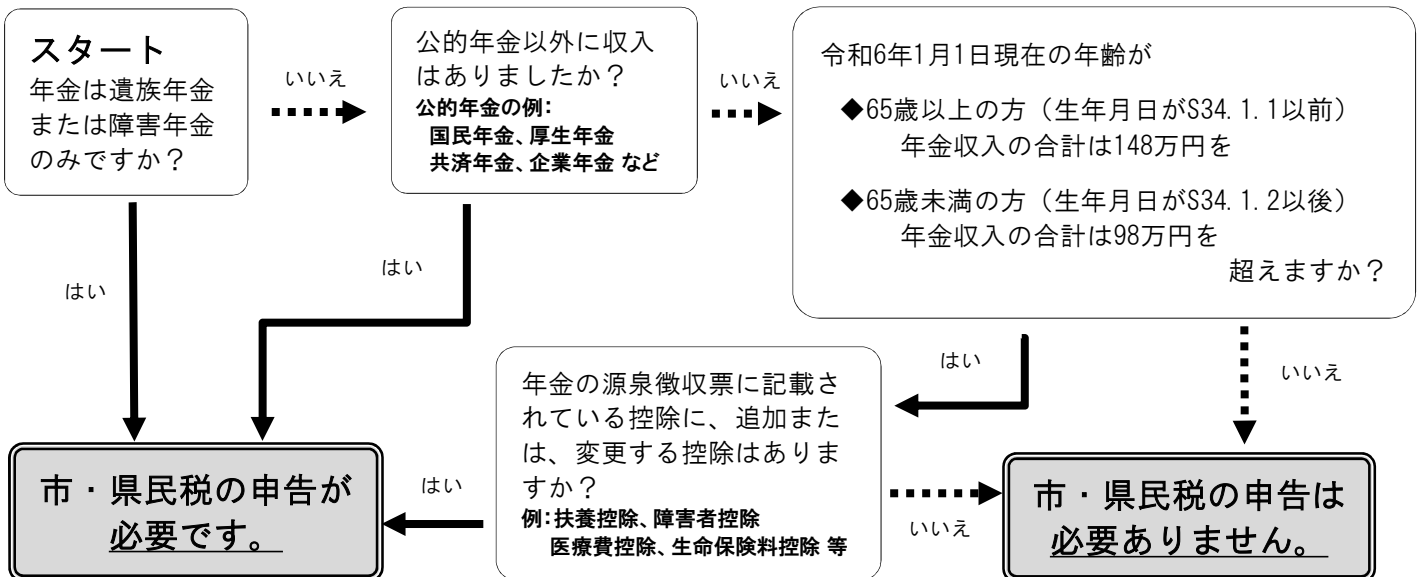
- 1 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
- 2 給与収入があった方で、下記の条件にあてはまる方
  - 給与収入以外に、その他の収入があった方
  - 年の途中で就職または、退職した方で年末調整を受けていない方
  - 2ヵ所以上から給与の支払いを受けた方
  - 勤務先から黒石市に給与支払報告書が提出されていない方(提出状況については、勤務先にご確認ください。)
  - 源泉徴収票に記載されている所得控除以外に、医療費控除など各種控除(5割)を受けようとする方 など
- 3 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の収入があった方で、下記の「◆年金収入がある方のフローチャート◆」で申告が必要と判定された方
- 4 令和5年中に収入がなかった方や非課税となる方で、下記の条件にあてはまる方
  - 国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険などに加入されている方 および、福祉、公営住宅または教育関係制度などにおいて申告が必要とされている方
  - 遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの方
  - 所得課税証明書の発行が必要となる方 など

ご不明な点がございましたら、税務課住民税係 52-2111(代表)へお問い合わせください。

## 申告が必要ない方

- 1 所得税の確定申告書を提出する方
- 2 給与収入のみの方で、勤務先から黒石市に給与支払報告書が提出されている方  
(提出状況については、勤務先にご確認ください。)
- 3 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の収入があった方で、下記の「◆年金収入がある方のフローチャート◆」で申告が必要ないと判定された方

### ◆年金収入がある方のフローチャート◆



## 申告受付についての注意事項

下記に該当する方の申告は、**当市では受付しておりません**。申告書の提出は1月4日(木)から3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く)、黒石税務署にて税務署職員が受付します。

ご不明な点がございましたら、黒石税務署(電話52-4111)へお問い合わせください。

- 1 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- 2 株式等の譲渡所得、配当所得があった方で、控除や還付を受けようとする方
- 3 先物取引に係る雑所得があった方
- 4 青色申告書、準確定申告書、過年分の確定申告書を提出する方
- 5 消費税及び地方消費税の申告書を提出する方

## 申告のときに必要なもの

	必要書類など
共通	申告者名義の通帳(所得税の還付に使用)、申告者のマイナンバーを確認できる書類の写し(マイナンバーカードの写し以外の場合は、身元確認書類[免許証、保険証など]の写しが必要です。)※保険証の写しの場合、記号・番号等にマスキングが必要です。 【マイナンバーの確認で通知カードを利用される方へ】 通知カードに記載されている氏名・住所等が住民票の記載事項と一致する場合は、マイナンバーの確認書類として利用できます。
所得の種類	必要書類など
所得なし (遺族・障害年金などの非課税収入のみ)	必要書類はありません
給与所得	令和5年分 源泉徴収票の原本、給与支払明細書または支払証明書など
公的年金	令和5年分 源泉徴収票の原本
営業等所得 農業所得 (家事消費分のみを生産している方は、7ページの『収入がある方』を参考してください。)	○収入について詳しくわかるもの ・売買仕切書、精算書、販売・売上金額がわかる帳簿類、通帳など ・営業等、農業の雑収入に関する通知書、入金を確認できる通帳など (通帳については、R5. 1. 1からR5. 12. 31までの内容が記載されたもの) ○支出(必要経費)について詳しくわかるもの ・必要経費の領収書、農協の経費の一覧表など ・令和5年度 固定資産税納税通知書(営業等、農業に係る固定資産税を支払っている場合) ・令和5年度 自動車税納税通知書(または軽自動車税納税通知書)や車検代の領収書など(営業等、農業に自動車を使用している場合) 下記の「申告相談をする際のお願い」もご確認ください。
不動産所得 (貸田、貸畑については、こちらの所得での申告となります。)	○収入について詳しくわかるもの ・賃貸借に関する契約書、入金を確認できる通帳など (通帳については、R5. 1. 1からR5. 12. 31までの内容が記載されたもの) ※貸田、貸畑の地代を農作物(米やりんご等)で受け取っている場合でも、その農作物を金額に換算して申告する必要があります。確認のうえで来場してください。 ○支出(必要経費)について詳しくわかるもの ・必要経費の領収書など ・令和5年度 固定資産税納税通知書(賃貸借に係る固定資産税を支払っている場合)
一時所得	令和5年中に受け取った生命保険の一時金や満期返戻金の通知書など
譲渡所得	・売買契約書、(譲渡資産を)取得した時の領収書 ・(収用、あっせんなどの場合)特別控除証明書 ・必要経費の領収書など
雑所得	・シルバー人材センターの令和5年配分金支払証明書 ・令和5年中に年金形式で受け取った個人年金保険の支払証明書 ・原稿料や講演料などの令和5年分支払調書や入金された通帳など
控除種目	必要書類など
医療費控除	○従来の医療費控除を受けようとする場合 ・【医療費控除の明細書】または、医療費通知 ○セルフメディケーション税制の適用を受けようとする場合 ・【セルフメディケーション税制の明細書】 ・令和5年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(健康診断、予防接種など)を行ったことわかる書類(健康診断などの結果通知表は、結果部分を黒塗り等した写し) 下記の「申告相談をする際のお願い」もご確認ください。
社会保険料控除	令和5年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書
生命保険料控除	保険会社などが発行する令和5年分保険料控除証明書
地震保険料控除	同上
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書(介護保険課より発行されたもの)
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書(または、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した寄附金控除に関する証明書(ふるさと納税の場合))※令和5年中に寄附したものの
雑損控除	令和5年中に災害等により支出した金額がわかる領収書

## 申告相談をする際のお願い

### 1. 営業等や農業の申告をする場合

経費対象となる領収書(レシート)を、ガソリン代・修繕費などの種類ごとに仕分けし、それぞれの合計額を計算した上で、ご持参ください。

### 2. 医療費控除を受ける場合

#### 【医療費控除の明細書】

令和5年中に治療を目的として支払った医療費等を、医療を受けた人、病院・薬局ごとに仕分けしたそれぞれの合計額、支払った医療費に対する保険給付額や高額療養費の支給額等をまとめてください。

#### 【セルフメディケーション税制の明細書】

令和5年中に支払った特定一般用医薬品等購入費を薬局、医薬品ごとに仕分けしたそれぞれの合計額をまとめてください。

※明細書の内容確認をする場合もありますので、領収書(レシート)、医療費通知、保険給付金等の金額がわかるものをご持参ください。

# 自書申告の推奨

待ち時間の短縮とスムーズな申告受付につなげるため、自書申告を推奨しております。下記の記入例を参考に、『令和6年度市民税県民税申告書』へ記入してください。

自書した申告書は申告会場に設置している“自書申告書投函箱”へ投函、もしくは市税務課住民税係へ持参または郵送で提出してください。郵送の場合には、封筒に差出人の住所・氏名を明記してください。

## ※自書した申告書の控えが必要なときは…

- 申告会場へ持参した場合・・・受付の職員へお申し出ください。
- 市税務課へ持参した場合・・・税務課職員へお申し出ください。
- 郵送で提出する場合・・・申告書を郵送する際、申告書の控えの送付先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**市民税県民税の申告書の提出期限は、令和6年3月15日(金)です。**

**【郵送先】 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号  
黒石市 企画財政部税務課 住民税係**

## 記入例

### 令和6年度 市民税県民税申告書

黒石市長様	住所	黒石市 大字市ノ町11番地1	職業	農業	屋号	
フリガナ	氏名	黒石太郎	生年月日	明・大 平・令	28年 5月 5日	
個人番号	世帯主名	黒石太郎	続柄	本人		
令和6年2月16日提出	電話番号	52-2111				
代理提出者	氏名	住所	連絡先			

◎太枠内は必ず記入してください。

◎所得金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの分について記入してください。）

事業	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額
営業等	3,068,111	1,382,902	500,000	1,185,209
農業	1,200,000	320,810		879,190
不動産				
利子				
配当				
給与	1,251,010	申告のお知らせ8ページをご覧ください。		701,010
公的年金等	998,684	申告のお知らせ8ページをご覧ください。		0
雑業務・その他				
総合譲渡・一時	裏面の計算欄をご使用ください。			
<b>合計</b>				<b>2,765,409</b>

8ページをご覧ください。

◎前年中に課税収入が無かった人（該当するものに○をつけてください。）

右の人に扶養されていた	住所	氏名	生年月日	続柄
遺族年金	雇用保険	前年生活保護	児童扶養手当	その他の理由
障害年金	労災保険	前年学生	預金生活	

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

控除項目	金額	所得控除額
社会保険料控除	331,140	721,100
小規模企業共済等掛金控除	240,000	
生命保険料控除	180,000	70,000
地震保険料控除	30,000	25,000
寡婦・ひとり親控除		
勤労学生控除		
障害者控除		530,000
配偶者控除・同一生計配偶者		
配偶者特別控除	920,000	330,000
扶養親族		33
扶養親族		45
16歳未満の扶養親族		
基礎控除		780,000
雑損控除	450,000	430,000
医療費控除	176,900	100,000
合計		3,033,000

6ページをご覧ください。

◎所得金額調整控除に関する事項（申告のお知らせ8ページをご覧ください。）

氏名	続柄	生年月日	個人番号
特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所		



**控除などが必要な方（所得控除に該当する事項がない場合は記入不要。）**

下記を参考に申告書表面の『所得から差引かれる金額（所得控除額）』へ記入する。

申告書の記入に使用した控除証明書等があれば**コピーを申告書裏面に貼る。**

※医療費控除の場合、医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の明細書を添付。領収書等は自宅で5年間保管。

項目	内容
⑩ 社会保険料控除	前年中に本人または、本人と生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った額が控除できます。 注) 年金から特別徴収されている社会保険料については、年金受給者本人の控除となります。
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金が控除できます。
⑫ 生命保険料控除	前年中に支払った生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料があるときは、それぞれの保険料から控除額を求め、それらを合計したものが控除できます。(合計控除限度額：7万円) 注) 詳しい控除額の計算方法については、6ページをご覧ください。
⑬ 地震保険料控除	前年中に支払った地震等損害部分の保険料があるときは、保険料から控除額を求め、それらを合計したものが控除できます。(合計控除限度額：2.5万円) 注) 詳しい控除額の計算方法については、6ページをご覧ください。

項目	対象者	本人の所得要件	市県民税控除額	
⑭ 寡婦控除(本人)	ひとり親控除の適用を受けておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方のうち次のいずれかの条件を満たす方 1. 夫と死別した方 2. 夫と離婚した方で、かつ、扶養親族がいる方	合計所得金額 500万円以下	26万円	
ひとり親控除(本人)	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者)で、生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下で他の人に扶養されていない子を有する方	合計所得金額 500万円以下	30万円	
⑮ 勤労学生控除(本人)	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下	26万円	
⑯ 障害者控除	普通障害者 (本人、配偶者、扶養親族)	本人または、その同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合	26万円	
	特別障害者 (本人、配偶者、扶養親族)	上記の方が特別障害者(心身喪失者、身体障害1~2級など)の場合		30万円
	同居特別障害者 (配偶者、扶養親族)	特別障害者に該当する方で、あなたや配偶者またはあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居している場合		53万円
	注) 16歳未満の扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。			
⑰ 配偶者控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者	合計所得金額 1,000万円以下	
	老人控除対象配偶者	上記のうち、年齢が70歳以上の控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前に生まれた方)		
⑱ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で、かつ、合計所得金額が48万円超、133万円以下の配偶者	合計所得金額 1,000万円以下	6ページ下表の控除額をご確認ください。	
⑲ 扶養控除	一般扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、合計所得金額が48万円以下であり、年齢が16歳以上の扶養親族(平成20年1月1日以前に生まれた方)		33万円
	特定扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が19歳以上22歳以下の扶養親族(平成13年1月2日~平成17年1月1日に生まれた方)		45万円
	老人扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が70歳以上の扶養親族(昭和29年1月1日以前に生まれた方)		38万円
	同居老親等扶養親族	老人扶養親族が本人または、配偶者の直系尊属で本人または配偶者と同居している場合	45万円	
⑳ 基礎控除	合計所得が2,500万円以下の納税者 ※2,500万円超の場合は0円	合計所得金額 2,400万円以下	43万円	
		合計所得金額 2,450万円以下	29万円	
		合計所得金額 2,500万円以下	15万円	

項目	内容						
㉑ 雑損控除	前年中に家屋、家財、現金等で災害、盗難、横領にあったとき、または、災害関連支出があったときは控除できます。詳しくは税務課職員までおたずねください。						
㉒ 医療費控除	前年中に本人または、本人と生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、または健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組(健康診断、予防接種など)を行い、セルフメディケーション税制の特例の適用を受ける方で、本人または本人と生計を一にする親族の特定一般用医薬品等の購入費を支払ったときは、次の計算により求めた額を控除できます。						
	従来医療費控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(支払医療費) - (生命保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額の5%か10万円のどちらか少ない方の金額)</td> <td>(控除限度額：200万円)</td> </tr> </tbody> </table>	控除額		(支払医療費) - (生命保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額の5%か10万円のどちらか少ない方の金額)	(控除限度額：200万円)	
	控除額						
(支払医療費) - (生命保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額の5%か10万円のどちらか少ない方の金額)	(控除限度額：200万円)						
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(支払購入費) - (生命保険等により補てんされた金額)</td> <td>1.2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(控除限度額：8.8万円)</td> </tr> </tbody> </table>	控除額		(支払購入費) - (生命保険等により補てんされた金額)	1.2万円	(控除限度額：8.8万円)	
控除額							
(支払購入費) - (生命保険等により補てんされた金額)	1.2万円						
(控除限度額：8.8万円)							
注) セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等に対象商品であることが表示されています。具体的な品目は、厚生労働省ホームページでご確認ください。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできず、どちらかをご自身で選択することとなります。申告期間後における選択の変更はできませんのでご注意ください。							

## ●生命保険料控除の計算方法

- ① 生命保険料、個人年金、介護医療保険の支払保険料を新、旧の区分ごとに合計する。
- ② ①で合計した支払額から控除額を計算する。(新、旧契約生命保険料控除計算表を参考)
- ③ ②で保険区分ごとに計算した控除額を新・旧で合算する。(限度額28,000円)
- ④ 保険区分ごとに③の額と②の旧控除額を比較し大きい金額を保険料控除額とする。
- ⑤ ④の金額を合算する。(限度額70,000円)

	生命保険料	個人年金	介護医療保険
① 支払保険料	新 円 旧 円	新 円 旧 円	円
② 控除額	新 円 旧 円	新 円 旧 円	円
③ 新・旧合計 ※限度額 28,000円	円	円	円
④ ②の旧と ③を比較し 大きい金額	円	円	円
⑤ 所得控除額(④を合算) ※限度額70,000円			円

※①と⑤を市民税県民税申告書の生命保険料控除の各保険料区分欄と所得控除欄へ記入してください。

### 【新、旧契約生命保険料控除計算表(②計算用)】

新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法 ※平成24年1月1日以後締結分		旧契約に係る控除額の計算方法 ※平成23年12月31日以前締結分	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～ 12,000円	支払額の金額	～ 15,000円	支払額の金額
12,001円～ 32,000円	支払額×0.5 + 6,000円	15,001円～ 40,000円	支払額×0.5 + 7,500円
32,001円～ 56,000円	支払額×0.25 + 14,000円	40,001円～ 70,000円	支払額×0.25 + 17,500円
56,001円～	28,000円(限度額)	70,001円～	35,000円(限度額)

## ●地震保険料控除の計算方法

- ① 地震保険料、旧長期損害保険料ごとに支払保険料を合計する。
- ② ①で合計した金額から控除額を計算する。(地震保険料控除計算表を参考)
- ③ ②の金額を合算し、所得控除額を計算する。(限度額25,000円)

① 支払保険料	地震保険料(7) 円 旧長期損害保険料(イ) 円
② 控除額	地震保険料(7) 円 旧長期損害保険料(イ) 円
③ 所得控除額((7)+(イ)) ※限度額25,000円	円

※①と③を市民税県民税申告書の地震保険料控除の各保険料区分欄と所得控除欄へ記入してください。

### 【地震保険料控除計算表(②計算用)】

地震保険料	支払保険料 × 0.5 (限度額 25,000円)
旧長期損害保険料	支払保険料が5,000円以下の場合 支払保険料が5,000円超の場合
	支払保険料の金額 支払保険料 × 0.5 + 2,500円(限度額10,000円)

## ●配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額ごとの控除額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
同一生計配偶者 配偶者控除	～ 480,000円	33万円	22万円	11万円	0円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	480,001円～ 950,000円	33万円	22万円	11万円	0円
	950,001円～ 1,000,000円				
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円		
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
1,330,001円～	0円	0円	0円		

※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超えて配偶者控除を受けることができなくても、所得が48万円以下の場合、同一生計配偶者となり障害者控除の対象者となります。

共通記入項目

- ① 申告書に住所、氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、連絡のとれる電話番号を記入する。  
 ※ マイナンバー確認書類、身元確認書類の写し（保険証の場合、記号・番号等にマスキングを施したものを添付してください。

令和6年度 市民税県民税申告書

黒石市長様	住所 フリガナ	職業	屋号
申告者 氏名 ①	生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日
個人番号	世帯主名	世帯主の 続柄	①
令和 年 月 日提出	電話番号		
代理提出者 氏名	住所	連絡先	

無収入、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方

- ② 申告書表面の中段にある『前年中に課税収入が無かった人』の該当するところに○をつける。

② ◎前年中に課税収入が無かった人（該当するものに○をつけてください。）

右の人に扶養されていた	住所	氏名	生年月日	続柄
遺族年金	雇用保険	前年生活保護	児童扶養手当	その他の理由
障害年金	労災保険	前年学生	預金生活	

収入がある方

●営業等所得、農業所得、不動産所得の場合

- ③ 営業等、農業、不動産の収入がある場合、申告書中面にある各所得の内訳を記入する。  
 ④ 家事消費分のみを生産している方は、『農業所得の内訳』“家事消費のみ”へ“○”をし、必要経費は記入しない。  
 ただし、中山間地域等直接支払交付金等の収入がある方は“雑収入”へ記入する。  
 ⑤ 申告書中面で記入した収入金額合計、必要経費合計と専従者控除（下記の『専従者控除の求め方』を参考）を申告書表面へ記入する。  
 ⑥ 収入金額合計から必要経費合計と専従者控除を差し引いた金額を申告書表面の所得金額へ記入する。申告書の記入に使用した源泉徴収票、支払証明書等があればコピーを申告書中面に貼る。  
 （経費の領収書等は添付不要。確認を求められた際に提示できるように自宅で5年間保管。）

③ ○農業所得の内訳 ※販売収入が無い場合は、家事消費のみに“○”をしてください。

経営種別	水田	りんご畑	普通畑	家事消費のみ ④	
収入金額	農協販売分	数量	金額		
	水稲				
	家事消費・贈答分				
	小計				
	農協等販売分				
	令和5年産販売金額 ア				
	令和4年産販売金額 イ				
	令和4年産仮償金額 ウ				
	令和5年産仮償金額 エ				
	計(ア+イ+ウ+エ)				
市場販売分					
加工用					
贈答・家事消費分 才					
小計					
その他					
贈答・家事消費分					
雑収入					
令和5年末在庫					
収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)	A				
必要経費	雇入費	修繕費			
	小作料・賃借料	動力光熱費			
	減価償却費	作業用衣料費			
	利子割引料	農業共済掛金			
	租税公課	荷造運賃手数料			
	雑費	土地改良費			
	肥料費	雑費			
	農具費				
	農業衛生費				
	諸材料費				
	必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)	B			

④ ○不動産所得の内訳

不動産の所在地	賃貸契約期間	貸付面積
賃借人の住所・氏名		
収入金額	家賃 (1ヶ月 円) × (ヶ月)	円
	地代 (1ヶ月 円) × (ヶ月)	円
	小作料	円
必要経費	収入金額合計 A	円
	減価償却費	円
	借入金利子	円
	租税公課	円
	損害保険料	円
	必要経費合計 B	円

＜専従者控除の求め方＞

◎ ア、イのどちらか少ないほうの額が控除額となります。

ア) 配偶者 86万円  
それ以外の方1人 50万円

イ) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の人数+1)

◎専従者控除とは  
 生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、あなたの営む事業に1年のうち6か月を超えて従事したときは、専従者控除として所得金額から差し引くことができます。  
 (配偶者控除、配偶者特別控除または扶養親族との重複は不可。)  
 ※専従者控除が該当する場合、申告書中面の『事業専従者に関する事項』欄へ必要事項を記入してください。

◎所得金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの分について記入してください。）

事業	⑤ A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	⑥ 所得金額
営業等	円	円	円	① A-B-C 円
農業	円	円	円	② A-B-C 円
不動産	円	円	円	③ A-B-C 円

●給与所得の場合

- ① 給与所得の源泉徴収票等の支払金額から申告書表面給与等の収入金額へ記入する。(複数ある場合は合算)
- ② 給与等の収入金額から下表【給与所得控除後の金額計算方法】を基に『給与所得控除後の金額』を計算する。
- ③ ①の給与等の収入金額から所得金額調整控除(1)を計算する。(計算方法等は所得金額調整控除(1)参考)
- ④ ②から③を引いた金額と⑦(公的年金等の所得金額)を基に所得金額調整控除(2)を計算する。(計算方法等は所得金額調整控除(2)参考)
- ⑤ ②の金額から③と④を引いた金額が所得金額です。

① 給与等の収入金額	:	円
※申告書表面給与収入金額欄へ		
② 給与所得控除後の金額	:	円
③ 所得金額調整控除(1)	:	円
※(㊦)の金額		
④ 所得金額調整控除(2)	:	円
※(c)の金額		
⑤ 給与所得金額	:	円
(②-③-④)		
※申告書表面給与所得金額欄へ		

【給与所得控除後の金額計算方法】

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額	
550,999円まで	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円まで	給与収入 - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円まで	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円まで	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円まで	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円まで	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円まで	(1) 給与収入 ÷ 4,000 = A	C × 0.6 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円まで	(2) Aの小数点以下切捨 = B	C × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円まで	(3) B × 4,000 = C	C × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円まで	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	給与収入 - 1,950,000円	

【所得金額調整控除】

対象者	給与からの控除額
(1) 給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で次のいずれかに該当する方	(給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%
1 特別障害に該当する	計算用 (㊦) 上記①の金額(上限1,000万円) : 円
2 23歳未満の扶養親族を有する	(イ) (㊦) - 850万円 : 円
3 特別障害者である扶養親族等を有する	(㊧) (イ) × 10% : 円
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等の所得金額の合計が10万円を超える所得割の納税義務者	給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等の所得金額 - 10万円 (給与、公的年金等いずれも上限10万円)
	計算用 (a) 上記②-③の金額(上限10万円) : 円
	(b) 下記⑦の金額(上限10万円) : 円
	(c) (a) + (b) - 10万円 : 円

※所得金額調整控除を(1)の要件で受ける場合、申告書表面の『所得金額調整控除に関する事項』を記入してください。

●雑(公的年金等)所得の場合(遺族年金、障害年金などの非課税収入は除く。)

- ⑥ 公的年金等の源泉徴収票の支払金額等から公的年金等の収入金額欄へ記入する。(複数ある場合は合算)
- ⑦ ⑥支払金額から下表の【公的年金等の所得金額の計算方法】を基に計算した金額が所得金額です。

⑥ 公的年金等の収入金額	:	円
※申告書表面公的年金等収入金額欄へ		
⑦ 公的年金等の所得金額	:	円
※申告書表面公的年金等所得金額欄へ		

【公的年金等の所得金額の計算方法】

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
<b>64歳以下(昭和34年1月2日以後に生まれた方)</b>			
~ 1,299,999円まで	年金収入 - 600,000円	年金収入 - 500,000円	年金収入 - 400,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円まで	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円まで	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円まで	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円
<b>65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた方)</b>			
~ 3,299,999円まで	年金収入 - 1,100,000円	年金収入 - 1,000,000円	年金収入 - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円まで	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円まで	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円まで	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円